

寒河江・西村山、山形の**元気**のために

山形県議会議員

うめつ ひろし

榎津博士



県政・調査 活動報告書

発行／榎津博士事務所 発行責任者／榎津博士
事務所／寒河江市元町三丁目3-3 大和ビル2階
電話／0237-84-7117 FAX／84-7118
URL http://h-umetsu.jp E-mail h-umetsu@ic-net.or.jp

さらなる山形の 発展を目指して

新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株による感染者の高止まりが続いており、私たちの日常生活もそうですが、観光、商業、そして学校や高齢者施設の運営などにも大きな影響を及ぼしています。

国もそうですが、本県においても必要とされる支援策を、必要な方へしっかりと講じて対応していかなくてはなりません。

引き続き、個々の感染予防対策を徹底し、早期の感染収束を迎えられるよう努めていかなくてはなりません。

県議会2月定例会が、2月17日から3月17日まで開催され、私は3月4日に開催された予算特別委員会で質問させていただきました。

質問項目は次の通りです。

令和四年二月定例会予算特別委員会 質疑項目

- ① 東北農林専門職大学(仮称)について(答弁者 農林水産部長・知事)
 - (1) 開学に向けた準備状況について
 - (2) 非木造設計となった経緯について
 - (3) 校舎内の冷暖房設備設置計画について
- ② 本県における10代介護者(ヤングケアラー)の把握と支援について(答弁者 しあわせ子育て応援部長)
- ③ 成年年齢引き下げによる消費者被害防止対策について(答弁者 防災くらし安心部長)
- ④ 「やまがた紅王」の生産と販売戦略について(答弁者 農林水産部長)
- ⑤ 来年度から導入される小学校の教科担任制について(答弁者 教育長)
- ⑥ 県立高等学校の再編における課題と今後の方向性について(答弁者 教育長)

※質疑・答弁の内容は紙面の関係上要約させていただきます。

東北農林専門職大学(仮称)について

(1) 開学に向けた準備状況について

県は、専門職大学を設置する意義として、本県が農林業をけん引する先進地として発展を遂げ、農林業人材の基盤を構築していくことが不可欠であるとしています。

現在、東北農林専門職大学(仮称)は令和6年度開学に向け、準備を進めています。著名な方が教授や講師になって学べるとなると、県内外から注目が集まり学生の入学に大きな影響があります。

専門職大学基本計画検討委員会の資料によると、教員確保の取り組みの一つである、「研究者教員」については、公募選考・内定の段階となっていますが、現在の選考状況について、農林水産部長からお答え願います。

(答弁者) 農林水産部長

東北農林専門職大学(仮称)の本務である教育研究活動の核を担う優れた教員の確保は、高度な教育研究活動を行い、学生に魅力ある大学づくりに向け最も重要な要素であります。

県では、昨年度来、専門職大学の特色である実務家教員について、県において専門的職務に就き、大学において教育にあたることのできる力を持った職員などを中心に13人を確保し、教員確保の足もとを固めてまいりました。

今年度はさらに、既存大学の教員や、政府や民間の試験研究機関に所属している研究者の方など、研究業績等に優れた「研究者教員」を招聘するため、庁内に「東北農林専門職大学(仮称)専任教員候補者公募選考委員会」を設置し、昨年10月1日から12月28日

までの日程で農業経営学科と森林業経営学科とを合わせ計13名を募集したところ、36名の方から応募をいただきました。

今年に入ってから、1月に書類審査、2月に面接審査を実施したところであり、今年度末までに「研究者教員」の採用内定を出すことができるよう、現在、選考委員の合議による最終的な審査を行っているところです。

今回の教員公募に対する応募者の状況について可能な範囲で紹介いたしますと、現在の所属については、既存の大学で教員として教壇に立たれている方を始め、国・地方公共団体の試験研究機関において研究開発に従事されている方、民間の企業・団体において活躍されている方など多岐にわたっており、また、年代も30代から60代まで幅広く、外国出身の方もおられるなど、様々な分野で活躍の方々が応募されております。



東北農林専門職大学(仮称)完成イメージ図



※イメージは変更になることがあります。

また、この中には、優れた研究業績を有し、人望も厚く、大学の学部長や学会の会長まで務められた経歴を持つ方など、それぞれの専門の分野において著名な方々からも応募いただいております。

本大学の教員体制は、最終的には、

本年10月から来年8月頃にかけて断続的に続く、文部科学省の大学設置認可審査の過程を経て確定することになります。これまで申し上げた多様な応募者の中から優れた人材を東北農林専門職大学(仮称)に招聘し、豊富な実務家教員陣と共に、東北、ひいては

我が国をけん引する農林業経営者(スーパートップランナー)を育成し、農林業を志す学生にとって魅力ある教授陣を揃えることができるよう、その確保に努めてまいります。

敷地概要



本県における10代介護者(ヤングケアラー)の把握と支援について

昨年の6月定例会で本県におけるヤングケアラー(大人が担うような家事や、病氣、障がいがある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どものこと)の把握と支援策について質問をさせていただきました。健康福祉部長、教育長、子育て応援部長より、すべての答弁で支援策の必要性に前向きな答弁をいただきました。

今後対策を進めていく上で、一番困難であることは、ヤングケアラーの把握であり、支援が必要な状況だということ子どもや保護者が認識していないケースが多いこと。また、家族のケアをすることが当たり前なことだと思っている場合もあり、ヤングケアラーの把握をより難しくしていると考えられます。

このような状況を踏まえ、本県では、今後どのような方針でヤングケアラーの把握と支援策を講じていくのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

(答弁者)しあわせ子育て応援部長

ヤングケアラーの問題は福祉や介護、医療、教育等様々な分野で生じますので、県では今年度、庁内関係部局による連携会議を3回開催し、ヤングケアラーについて、①気づき・発見、②相談、③支援の段階ごとに、取り組んでいく方向性を共有しました。

まず、①気づき・発見では、スクールソーシャルワーカーや介護支援専門員などの専門職が、学校生活や家庭等、様々な場面で早期にヤングケアラーの存在に気づき、高齢や疾病、障がい、生活困窮、ひとり親家庭など家庭の状

況にに応じて、適切な支援機関につないでいく必要があります。また、地域の目での気づきも重要です。このため、県では新たに、福祉・介護・教育をはじめ、関係者を対象とする研修や、各市町村で要保護児童対策地域協議会の担当職員を対象とする実践的な研修の実施を予定しております。また、ヤングケアラーについてわかりやすく説明し、当事者に相談を呼びかけるポスターやリーフレットを、学校や関係機関に配布し、当事者の自覚や周囲の方の理解の促進を図ります。

次に、②相談につきましては、児童相談所相談専用ダイヤルや、新年度新たに開設するSNSによる相談窓口、教育委員会の「24時間子供SOSダイヤル」のほか、地域包括支援センターなど地域に身近な支援機関の周知を図り、本人の様々な悩みはもちろん「近くに気になる子どもがいる」といった方からの連絡相談に応じてまいります。

③支援としましては、介護・医療・福祉等の専門職員が、それぞれの家庭の状況をしっかりと把握し、子どもを「介護の担い手」としないケアプラン策定を推進するとともに、介護や家事、保育などの福祉サービスの利用を推奨してまいります。それでも子どもにとって、ケアが過重な負担になっている場合には、要保護児童対策地域協議会が関係機関と連携し、児童とその家庭に寄り添って問題解決に向けた支援を行い、児童がネグレクトの状態にあり、家庭で生活することが適当でない場合には、児童相談所が児童の保護も実行します。

県としましては、ヤングケアラーに対する社会的関心を高めるとともに、今後とも関係部局連携のうえ、市町村や関係団体の皆様と力を合わせてさらなる取り組みの検討を進めてまいります。

**成年年齢引き下げによる
消費者被害防止対策について**

2018年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、この法改正は、本年4月1日から施行されます。

成年年齢を18歳に引き下げること、自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されています。

その一方で、成年年齢を引き下げた場合には、親の同意なく一人で契約をすることができるようになり、悪質商法などによる消費者被害が懸念されています。

本県若年者の、近年における消費生活相談の状況はどのようになっているのか。また来年度の予算に、若年者による若年者のための消費者教育の実施として、若年者等への消費者教育など消費生活に関連した課題に取り組む市町村に対する助成とありますが、どのように取り組むお考えか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。



(答弁者) 防災くらし安心部長

【若年者の消費生活相談状況】

消費生活相談について、成年年齢引き下げの対象となる18歳及び19歳の相談状況は、平成30年度では56件、令和元年度が71件、2年度は86件と、近年は増加傾向にあり、オンラインゲームや健康食品の定期購入トラブルなどの相談が多くなっています。

一方、成人後の20歳及び21歳の相談状況は、平成30年度では121件、令和元年度が123件、2年度は125件と横ばいですが、各年度とも18歳・19歳と比較すると、成年年齢を境に急増しております。相談内容も、副業や投資などで高額収入を得るための情報商材、多重債務ウレジットカードに関する相談が多くなり、18歳・19歳とは傾向が異なっております。また、その契約額も18歳・19歳の3倍程度と高額となっております。

【若年者を対象とした消費者教育】

啓発の今後の取り組み
こうした中、本年4月から、成年年齢が引き下げられ、高校生を含む18歳や19歳が新成人になることから、若年者の消費者被害の防止が、さらに重要になります。

このため、県では、年度内に策定する「第4次山形県消費者基本計画」に「若年者に対する消費者啓発・教育の強化」を重点施策の一つに位置付けて、強力に取り組んでまいります。

具体的には、高等学校段階までに契約に関する知識やルールを身につけることが重要であることから、消費生活出前講座や弁護士による消費生活法律授業を引き続き実施するほか、若年者を対象に消費生活センター相談窓口につながる「消費者ホットライン188」を周知するパンフレットを配布するなど、消費者被害防止のための啓発に、引き続き力を入れ

てまいります。

また、来年度は、当事者である若年者が自ら取り組む「若年者による若年者のための消費者教育事業」を実施し、県内大学生等を対象にした「自立した消費者」になるための養成講座の開催や、消費者被害防止を呼び掛けるポスターデザインコンテストなどにより、大学生等の主体的な啓発活動を支援し、県内の若年者へ波及させてまいります。さらに、新たにSNSを活用した、若年者向けの効果的な情報発信などに取り組んでまいります。

また、市町村と連携した取り組みも重要となりますので、内閣府の「地方消費者行政強化交付金」を活用し、若年者への積極的な啓発に取り組む市町村に対し助成するとともに、市町村が消費者教育啓発事業を行う際には、県のノウハウを伝達するなど支援してまいります。

このような取り組みを通して、これから当事者となる若年者の「自立した消費者」としての意識を高め、成年年齢の引下げに伴う消費者被害の防止に努めてまいりますと考えております。

**「やまがた紅王」の生産と
販売戦略について**

サクランボの「やまがた紅王」は、本県が開発したオリジナル品種で、果実の大きさは500円玉より大きく「佐藤錦」並みの甘さがあり、海外輸出も視野に入れた大玉品種として開発したものです。

県及び県民の大きな期待がもたれている「やまがた紅王」は、いよいよ本年より先行販売されることとなりました。

そこで、これまでの「やまがた紅王」の作付本数、作付面積、そして先行販

売となる今年予想出荷量はどのくらいと考えているのか。

将来「やまがた紅王」の栽培面積は、さくらんぼ全体のどの位を目指すお考えか。

さらに、出荷にあたっての品質基準や販売先などのターゲットはどの出荷ように考え、本格デビューする来年に向けてどのようなPR手法を展開していくのか、農林水産部長に伺います。



(答弁者) 農林水産部長

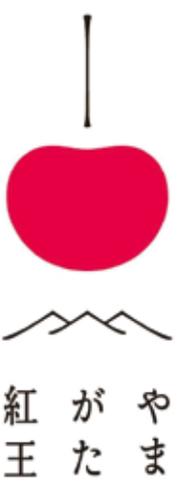
今年、先行販売を迎える「やまがた紅王」は、平成30年の秋から令和3年までの4年間に2,386経営体が約2万6千本の苗木を導入しており、作付面積は約130haに及びます。このうち、平成30年に導入された苗木の果実が今年出荷可能となり、全体で6t程度の出荷量を見込んでおります。

また、県内に2万本が植栽されるまで、「紅秀峰」が5年間、「紅さやか」が13年間を要した一方で、「やまがた紅王」は2年間と非常に早く、農業者の皆様への期待の大きさを表しております。来年の本格販売に向け出荷量はさらに増加するものと見込んでおります。

「やまがた紅王」の栽培面積の目標につきましても、現在、県産さくらんぼの72%を占める「佐藤錦」、16%の「紅秀峰」に続く3本目の柱となるよう、当面、全面積の8%となる250haを目標としております。

また、「やまがた紅王」が、全国トップクラスの評価を勝ち得ていくためには、より高い品質の確保が必要となります。そのため、先行販売に向けましては、まず、①生産対策として、栽培マニュアルの徹底や現地研修会の開催、②流通販売対策として、品質の確保に向け、果実の大きさと着色割合の基準をクリアしたもののみ「やまがた紅王」として販売できる品質基準を設定いたします。さらに令和5年の本格販売に向けては、4L以上で着色が「特秀」のものをプレミアム規格とし、首都圏等の果実専門店を主なターゲットに、2L以上で着色が「秀」以上のもをギフト用や量販店における一般家庭向けに販売を行うこととしており、先行販売での評価をお聞きしながら、具体的な戦略を構築してまいります。

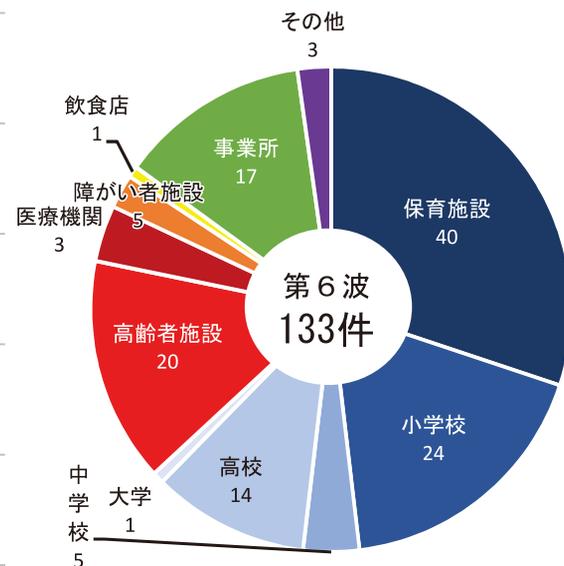
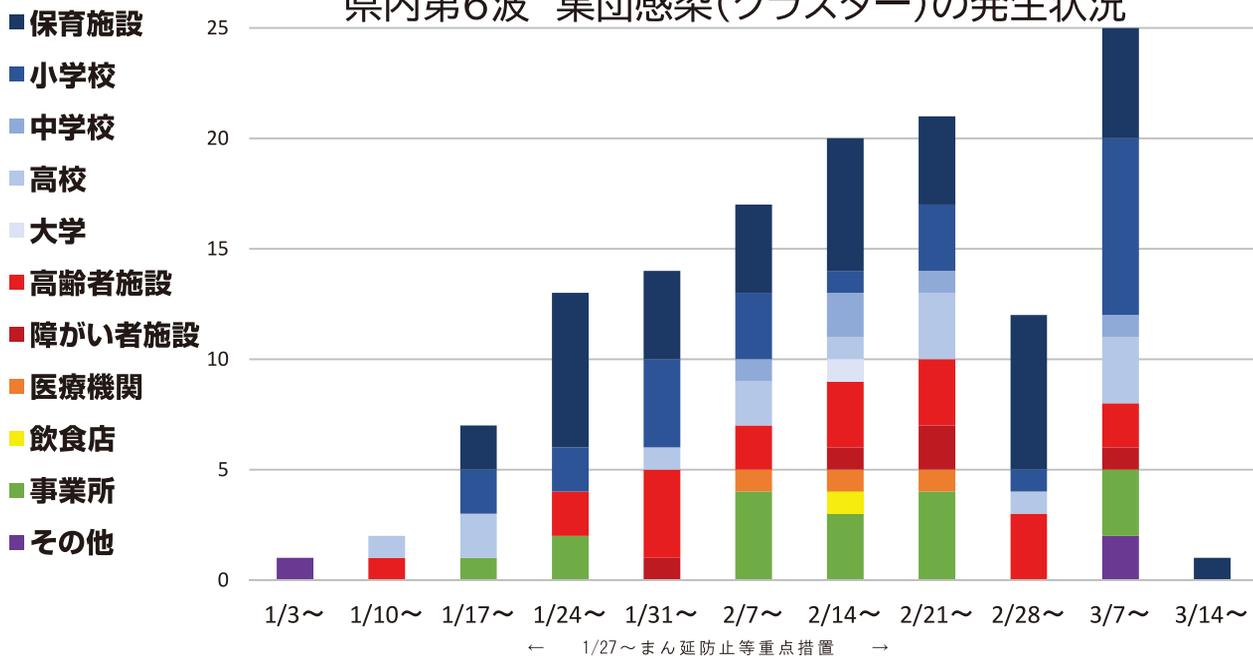
また、品質の高さを象徴するロゴマークを前面に、都内でのトップセールスや果実専門店での販売促進イベントの開催、さらには、やまがた特命観光つや姫大使などの情報発信力の高い方々への果実の提供など、希少感を打ち出しながら販売を進め、令和5年の本格販売につながるよう、生産・販売関係者とともにつかりと取り組んでまいります。



【 新型コロナウイルスについて 】

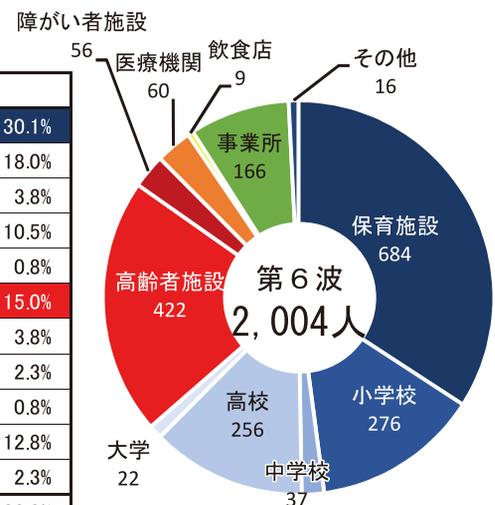
R4.3.18公表分まで

県内第6波 集団感染(クラスター)の発生状況



※初発事例の公表日で時系列を整理

〈種別件数〉	1/3~	1/10~	1/17~	1/24~	1/31~	2/7~	2/14~	2/21~	2/28~	3/7~	3/14~	計	
保育施設			2	7	4	4	6	4	7	5	1	40	30.1%
小学校			2	2	4	3	1	3	1	8		24	18.0%
中学校						1	2	1		1		5	3.8%
高校		1	2		1	2	1	3	1	3		14	10.5%
大学							1					1	0.8%
高齢者施設		1		2	4	2	3	3	3	2		20	15.0%
障がい者施設					1		1	2		1		5	3.8%
医療機関						1	1	1				3	2.3%
飲食店							1					1	0.8%
事業所			1	2		4	3	4		3		17	12.8%
その他	1									2		3	2.3%
	1	2	7	13	14	17	20	21	12	25	1	133	100.0%



保育施設、学校、高齢者施設などの感染が多く、今後も注意が必要です。

【 商工業振興資金(地域経済変動対策資金(新型コロナ))の認定状況(令和2年3月16日~令和2年8月31日申請分まで)〈確報値〉 】

認定件数 **7,487件** 認定金額 **1,838億円**

【 地域経済変動対策資金(県コロナ関連融資)の償還開始時期について 】

○令和2年3月16日から令和2年8月31日に実施した10年間無利子無保証料の地域経済変動対策資金は、事業者が金融機関と協議して借入日と据置期間を設定しますので、事業者ごと償還開始日も異なっております。

貸付期間: 最長10年までのうち、希望の期間を設定

据置期間: 最長 2年までのうち、希望の月数を設定

○設定された据置期間は、主に

0カ月(全体の16.2%) 12カ月(全体の18.8%) 24カ月(全体の61.9%)

の3つに集中しており、約4割の事業者は既に償還を開始しております。

※この報告書は自然保護のため再生紙を使用しております。

〒991-0053 寒河江市元町3丁目3-3 大和ビル2F
棟津博士事務所
 TEL 0237-844-7117
 FAX 0237-844-7118

今後の円滑な県政運営のため、皆様の貴重なご意見・ご要望など何でもお寄せ下さい。

山形県議会のホームページより過去の議会の録画を見ることができます。(下の二次元コードを読み込むと「山形県議会配信」の画面が表示されます。)



私は、これまで同様、寒河江・西村山の発展・活性化のため、誰にも負けない行動力ですっかり働いてまいります。引き続き、皆さまからご指導賜りますようお願いいたします。

私、一日でも早く感染が終息し、平穏な日常生活に戻れることを願っています。

1日でも早く感染が終息し、平穏な日常生活に戻れることを願っています。

今年度も新型コロナウイルス感染症により、翻弄された一年となつてしまいました。感染症の終息が見通せず、感染防止に向けた長期の制約を受け、県内の多くの事業所などが影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況にある事業所を支援するため、県が実施した施策(地域経済変動対策資金)は上記のようになっています。金融機関と県は緊密に連携して、厳しい経営環境にある事業者へ寄り添って対応していただきたいと思います。

編集後記